

～新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した勤労者の皆様へ～
横浜市勤労者生活資金貸付制度を拡充します

横浜市勤労者生活資金貸付制度は、勤労者の生活の向上と福利厚生のため、本市が中央労働金庫と提携して行っているローンです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した勤労者への支援措置として、当該勤労者が本制度を利用する場合に、利子1.0%で御利用いただけるようになります。

1 制度概要

	現行	新型コロナウイルス感染症特例措置
申込対象者	次の条件を全て満たす方 ●横浜市内に居住し、同一勤務先に1年以上お勤めの方、又は横浜市内に勤務先があり、同一勤務先に1年以上お勤めの方 ●事業主に雇用されている給与所得者、又は労働者を使用していない事業者 ●前年税込み年収が150万円以上あり、返済見込みのある方	現行の基準に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
資金用途	冠婚葬祭費、教育費、医療費、出産費、住居移転費、介護費、生活資金等	新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金関連費
貸付金額	最高200万円（資金用途によって異なります）	最高100万円
返済期間	10年以内	5年以内
貸付金利	2.0%（育児介護休業費は1.0%）	1.0%
保証料	0.7～1.2%	0.7～1.2%
受付期間	随時	令和2年6月22日～令和3年3月31日
その他留意事項	・貸付にあたり中央労働金庫所定の審査を行います。審査の結果、御希望に添えない場合があります。 ・申込み多数により貸付可能額の不足が見込まれた場合は、貸付を停止します。	現行と同じ

2 申込先

神奈川県内の中央労働金庫各店舗のうち、お住まいのお近くの店舗へお問合せください。

【参考】中央労働金庫横浜支店 (Tel) 045-661-5511

お問合せ先
経済局雇用労働課長 卯都木 優子 Tel 045-671-2303

※本件は、横浜経済記者クラブにも同時発表しています。